

日本透析医学会 VA 血管内治療認定医制度申請にあたっての Q&A

Q1： 専門医を持っていません。申請できますか？

A1： 本会専門医を取得後でないと申請できません。

Q2： 他学会の同様な VA 血管内治療認定医を持っています。申請できますか？

A2： 申請できます。

Q3： 他学会の VA 認定医を持っていますが、JSDT の VA 認定医を受けるメリットはありますか？

A3： この点はご自身でご判断ください。

Q4： 学会発表ですが、かなり前の発表で印刷されたプログラムや抄録集が手元に
なく、その際の自分で作製した抄録かスライド（PPT） しかありません。認められ
ますか？

A4： 抄録集あるいは HP などから公表されているもののコピーが必要です。

自分のデータの WORD,PPTX などでは認められません。申請時に発表学会、
発表の事実が確認できない場合、失格です。

Q5： 論文や学会発表ですが、カフ型カテーテルに関する内容ですが VA だから認
めてもらえますか？

A5： 経皮的血管内治療の内容以外不可です。認められません。

Q6： 皮膚切開して血栓除去＋バルーン拡張を行った症例を出したいと思いますが、

認められますか？

A6： 経皮的シャント拡張術・血栓除去術（K616-4-1/2）,ステント内挿術（K616-7）以外不可です。皮膚切開での手技は内シャント血栓除去術（K608-3）であり認められません。

Q7： 100 例の症例ですが、内シャント PTA に関しては当院では手術記録作成しておりません。手術台帳等でよろしいですか？

A7： 医療法施行細則には下記のように記載されており、手術記録は必須です。

医療法施行細則 第十条

- 5 第三項第二号の手術記録には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。
 - 一 手術を行った医師の氏名
 - 二 患者の氏名等手術記録をそれぞれ識別できる情報
 - 三 手術を行った日
 - 四 手術を開始した時刻及び終了した時刻
 - 五 行った手術の術式

ただし、本 Q&A 並びに VA 血管内治療認定医制度規則施行細則改定版が公表される以前の症例を提示する場合、上記項目のわかる補完資料提出を当面認めます。2023 年度以降の症例の申請時、上記が確認できない場合には失格となります。

Q8： 当院では手術野に入った医師は全て”術者“として扱います。記録の 3 番目に記載されていますが”術者“として申請可能でしょうか？

A8： 本認定医師制度は診療報酬に紐づく資格となります。ここでは”術者“はそ

の手術の責任を持つ 1 名、その他は”助手“として扱います。初回申請では”術者

“が複数名は認められません。今後の更新時には”術者””指導的助手“も認めます。

Q9： 複数の術者がいますので、複数の申請者が同じ症例を提示しても良いですか？

A9： Q8 の通り、”術者“は責任を持つ 1 名の医師です。よって同一症例を複数名の申請者が共有することはできません。

Q10： 症例が 20 年前の方ですが、大丈夫でしょうか？

A10： 初回申請は経験症例に期限はありません。大丈夫です。しかし Q7 に示す詳細が判明しており、提出の指示があった場合速やかに提出できることが条件となります。更新時には認定期間内の症例のみとなります。

Q11： 症例提出の EXCEL ファイルですが、多少の入力ミスは許されますか？

A11： 意図的な改ざんがなければ審査用としては合議で認めるか否かは判断いたしますが、このファイルは診療報酬請求時に提出されるものとして使用できません。もし間違った情報で診療報酬請求時に添付した場合、有資格として認められず当局から虚偽申告とみなされる可能性があります。申請時から真摯な記入を求めます。

Q12： 虚偽の症例提出した場合、どのようなペナルティーがありますか？

A12： 当然ないものと思いますが、もし虚偽申請が発覚した場合には VA 血管

内治療認定医制度規則、第 5 節第 17 条に準じて失格とします。また専門医制度規則第 4 章第 6 節第 20 条に則り専門医のはく奪もあり得ますので決して行っ
てはなりません。また、認定後に虚偽申請が発覚した場合には、VA 認定医の
取り消し、それに伴い診療報酬請求の取り消し処分が当局から科せられる可
能性もあることをご留意ください。

Q13： 学会発表・論文ですが、PTA の文言入っていればよろしいでしょうか？

A13： PTA の文言が入っていればよいということではありません。PTA 手技、
PTA に関する統計、PTA 手技に起因する合併症などで、実際 PTA 手技を行
ったうえでの発表を認めます。他院で PTA 施行後に起きた合併症の治療、統
計内に PTA が区分されているのみなどは認められません。委員会内で審査
し疑義ある場合には他の発表・論文を追加提出していただくことになります。
そのような手間を省くためにも提出時には十分ご確認ください。

Q14： 提出した手術記録が不備の場合、ご連絡いただけますか？

A14： 提出した手術記録あるいは、今回の文章が公示される前の手術記録＋補
完資料でのみ審査を行います。Q7 の医療法施行細則の内容を満たさない
場合には、即失格となり、その旨は連絡されません。提出時に申請者ご自身
でしっかりと確認したうえで申請してください。